

Ⅷ. 「大学が独自に設定する科目」の本学での授業科目及び履修方法（小学校・中高保健体育・幼稚園）

教員免許法施行規則には「大学が独自に設定する科目」の区分があります。

この区分の最低必要単位数は、本学では小学校 0 単位、中学校 2 単位、高等学校 4 単位、幼稚園 8 単位（子ども支援学科生は 2 単位）です。本学では、以下のとおり、「大学が独自に設定する科目」を開講しています。

小学校

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2

中学校（保健体育）

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2
ボランティアと社会参加	2

高等学校（保健体育）

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
臨床発達心理	2
道德教育の理論と方法（中・高）	2
ボランティアと社会参加	2

幼稚園

授業科目	単位数
学校・学級経営論	2
授業アセスメント論	2
幼児教育史	2
臨床発達心理	2

【大学が独自に設定する科目の充当方法】

※ 必ずしも①②の各分野から充当する必要はありません。

中学校 ①または②より 2 単位

- ① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
- ② 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数

高等学校 ①+② = 4 単位

- ① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
- ② 「教科に関する専門的事項」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数

幼稚園 ①+② = 8 単位（子ども支援学科生は①より 2 単位）

- ① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目の修得単位数
- ② 「領域に関する専門的事項」のうちの最低修得単位数を超えて修得した単位数